

川崎認定保育園認可化移行準備費補助金交付要綱

30川こ保第299号
平成30年4月1日市長決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、川崎認定保育園事業実施要綱（平成25年3月29日付24川こ市保第1758号。以下「事業実施要綱」という。）第2条第1号に規定する川崎認定保育園を運営する法人（以下「事業実施者」という。）に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）又は法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）第37条に規定する小規模保育事業C型を除く。以下「小規模保育事業」という。）へ移行するために必要な保育士等の人員費を補助する川崎認定保育園認可化移行準備費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することによって、川崎認定保育園の認可保育所又は小規模保育事業への移行（以下「認可化移行」という。）を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、事業実施者のうち、運営する川崎認定保育園の認可化移行に係る計画（以下「計画」という。）を認可化移行計画書（第1号様式）により策定した者であって、市長が適当と認めたものとする。

2 前項の規定により事業実施者が策定する計画は、最長で5年を限度とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、事業実施要綱第5条に定める職員配置基準を超えて配置する保育従事者（以下「補助対象従事者」という。）が同要綱第12条第1項第3号に規定する障害児加算費（以下「障害児加算費」という。）又は第8号に規定する処遇改善加算費（以下「処遇改善加算費」という。）の補助対象となる場合の補助対象経費は、次の各号に定める経費から補助対象従事者に係る障害児加算費又は処遇改善加算費を減じて得た額とする。

(1) 補助対象従事者の雇用に係る経費

(2) その他市長が必要と認める経費

(補助額)

第4条 市長は、別表に定める基準により算出した額（以下「補助額」という。）と前条に規定する補助対象経費のいずれか低い方を事業実施者に補助するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付対象者は、補助金の交付を受けようとする場合、川崎認定保育園認可化移行準備費補助金交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補

助額（年額）を一括して市長に申請しなければならない。

（1）職員雇用状況見込書（第3号様式）

（2）補助対象従事者の雇用契約書の写し及び資格証明書の写し
（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

（1）補助金を他の用途に使用してはならないこと。

（2）認可化移行に係る事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。

（3）認可化移行に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、第5条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付の決定を行い、川崎認定保育園認可化移行準備費補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更交付の申請）

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において補助額に変更が生じたときは、補助金の交付の決定のあった会計年度の3月末日までに、川崎認定保育園認可化移行準備費補助金変更交付申請書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請を行わなければならない。

（1）職員雇用状況報告書（第6号様式）

（2）補助対象従事者の雇用契約書の写し、資格証明書の写し及び給与明細書の写し
（交付の変更決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による変更交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の変更交付の決定を行い、川崎認定保育園認可化移行準備費補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 市長は、補助事業の円滑な遂行を図るために、その実施状況について、補助金の交付を受けた者に対し報告を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）計画で定めた移行期間内に認可化移行ができないとき。

（3）第6条に規定する条件に違反したとき。

（4）その他交付について不適当と認めたとき。

（返還命令）

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実績報告）

第13条 補助金の交付を受けた者は、計画の期間中その各会計年度終了後30日以内に、

川崎認定保育園認可化移行準備費補助金実績報告書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助金の交付を受けた者は、各会計年度終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（第9号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の一部、一社、一所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

計画に定める移行期間	補助額（年額）
1年間	上限 6,000,000 円(1年間補助)
2年間	上限 3,000,000 円(2年間補助)
3年間	上限 2,000,000 円(3年間補助)
4年間	上限 1,500,000 円(4年間補助)
5年間	上限 1,200,000 円(5年間補助)

※計画に定める移行期間より早期に移行が可能となった場合であっても、当初計画した移行期間による補助額（年額）を実際の移行期間分のみ支払う。